

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 要

令和6年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は1件で、取扱件数は前年からの繰越し10件と合わせて11件である。全て翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和6年中の終結事件は該当がなかった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

年			2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
区 分								
係 属 事 件	前年からの繰越し		2	3 (1)	3	8 (1)	1 0 (1)	
	新 規 申 立 て		2 (1)	3	6 (1)	4 (1)	1 (1)	
	合 計		4 (1)	6 (1)	9 (1)	1 2 (2)	1 1 (2)	
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ				1		
		和 解	無関与					
			関 与	1	1		1 (1)	
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済						
		一 部 救 済		2 (1)				
		棄 却						
		却 下			1			
	合 計		1	3 (1)	1	2 (1)		
	翌年への繰越し		3 (1)	3	8 (1)	1 0 (1)	1 1 (2)	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

年 区 分			2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ					4 3 8	
	和 解	無関与					
		関 与	4 1 8	1 8 3		1 8 2	
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済						
	一 部 救 済			5 6 2			
	棄 却						
	却 下				6 7 3		
総 平 均			4 1 8	4 3 6	6 7 3	3 1 0	

※ 6 年に終結した事件は該当なし。

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法 7 条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
3 (不) 2	業種：教育、学習支 援業 従業員数：494 名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び 賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3. 8. 4 調査 8 (0) 回 審問 3 (2) 回 〔調査の再開〕 再開 6. 8. 9 結審 6. 9. 6	公 石井 労 山崎 海老原 永富 使 天野 酒寄 伊藤
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850 名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3. 11. 5 調査 1 2 (3) 回 4(不)1 申立て 4. 4. 27 4(不)2 申立て 4. 5. 18 4(不)4 申立て 4. 8. 25 5(不)3 申立て 5. 5. 30	公 沼田 末吉 長谷川 労 平野 永富 使 熱田 高橋 平川
4 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：850 名	2	1 謝罪文の交付及び掲示 2 命令履行の文書報告	併合 4. 6. 21 3 (不) 3、4 (不) 1、 4 (不) 2	
4 (不) 2	業種：サービス業 従業員数：850 名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	併合 4. 9. 20 4 (不) 4 併合 5. 7. 14 5 (不) 3	
4 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：850 名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
5 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850 名	1	1 組合員の定年後再雇用 期間終了後の雇用及び賃 金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
4 (不) 5	業種：医療、福祉 従業員数：1, 070 名	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の 解消 2 組合員に対する差別待 遇の解消 3 新設の手当制度によっ	申立て 4. 10. 21 調査 8 (5) 回	公 舩越 山下 藤岡 労 太田 濱

			て生じた従来支給額との差額の支払 4 労働者代表選挙の公正な実施 5 謝罪文の掲載		使 酒寄 平川 伊藤
4 (不) 6	業種：運輸業、郵便業 従業員数：160 名	1	1 原職復帰及びバックペイ 2 謝罪文の掲載	申立て 4.12.9 調査 7 (3) 回 (公益委員の忌避 申立て (労) 6.8.23 決定 (却下) 6.9.26)	公 沼田 労 末吉 使 海老原 濱 高橋 天野
5 (不) 2	業種：運輸業、郵便業 従業員数：1,000 名	1, 3	1 懲戒処分 of 撤回 2 賃金補償 3 謝罪文の掲載	申立て 5.5.16 調査 4 (2) 回 審問 1 (1) 回	公 石井 労 海老原 使 永富 高橋 酒寄 篠崎
5 (不) 4	業種：教育、学習支援業 従業員：300 名	1, 2, 3	1 解雇の撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 団体交渉に諾及び誠実交渉	申立て 5.6.14 調査 7 (6) 回	公 山下 労 平野 使 濱 天野 平川
6 (不) 1	業種：生産用機械器具製造業 従業員：97 名	1, 3	1 懲戒処分 of 撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 便宜供与 5 他組合との差別扱い禁止	申立て 6.11.6	公 藤岡 労 太田 使 永富 伊藤 篠崎

- (注) ・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△ (□) 回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和 6 年中の実施回数を (□) 回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。